

熊 野 市 農 業 委 員 会

第 28 回 総 会

平成29年6月9日

第28回熊野市農業委員会総会議事録

日 時 平成29年6月9日(金)

午前 9時30分～

場 所 熊野市役所2階 第1会議室

(出席委員)

会 長 仲 森 廣 光

委 員

多 川 進 坂 口 輝 之 山 本 肇 井 谷 雄 二

原 田 稔 夫 森 岡 正 樹 松 田 良 広 大 江 愛 久

岡 田 住 夫 室 谷 政 輝 松 本 源 一 榎 本 満

栗 原 清 志 杉 谷 俊 毅 増 田 幸 美 大 橋 秀 行

山 口 政 高 辻 本 浩 規 福 岡 淳 史 浦 坪 昇

小 瀬 功 福 山 康 子 栗 須 幹 生

(欠席委員) なし

(事務局) 事務局長 吉井敬幸 農政係長 鈴木 健 係 竹原千名

会議次第

1. 議事

第1号議案 農地法第4条許可審議の件

第2号議案 農地法第5条許可審議の件

承認事項 (1) 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について
(2) 農地転用の制限の例外届について

その他 (1) 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

議 長 皆様おはようございます。委員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。ただいまの出席委員は24名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから熊野市農業委員会第28回総会を開会いたします。

最初に議事録署名委員の指名についてであります。熊野市農業委員会総会会議規則第10条第3項に議長が指名するとなっておりますので、7番松田委員、9番大江委員の2名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。事務局に総括表の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 第28回総会総括表、4条は1件です。田140㎡、計140㎡でございます。5条所有権の移転は2件で、田1,192㎡、畑476㎡、計1,668㎡でございます。承認事項といたしまして、農業経営基盤強化促進法による利用権の設定は2件で、田2,605㎡、計2,605㎡でございます。農地転用の制限の例外届は1件で、畑20㎡、計20㎡でございます。合計は、6件で田3,937㎡、畑496㎡、総合計は4,433㎡でございます。以上です。

議 長 第1号議案農地法第4条の規定による農地転用の許可申請につきまして、知事に意見を附するため提案いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。それでは、事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、有馬町字上立[]番[]、台帳田、現況休耕、面積118㎡ほか計2筆140㎡でございます。申請人は大阪府高槻市[]さん。転用の目的施設の内容等ですが、進入路用地140.83㎡でございます。添付書類といたしまして、位置図、現況図（案内図）、土地利用計画図、誓約書、[]さん、[]さん、[]さん、[]さん、[]さんの同意書、資金証明書、公図、土地登記事項証明書が添付されております。第1号議案の1番については、申請書に記載された内容等、書類審査及び現地調査の結果から転用事業の確実性等農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの第1号議案につきまして、地元委員さんからの説明をお願いい

たします。1番について、有馬町お願いいたします。

11番（室谷委員） 11番、室谷です。

1号議案の1番についてご説明いたします。転用の目的ですが、事務局の言われたとおりで、進入路の取り付です。場所は有馬中学校の横に体育館があり、その後ろ側に面する所ですが、そこから中に100メートルほどに位置します。周りは農地と住宅地が混在している地区です。周りの農地の所有者にはすべて同意をいただいております。6月1日に現地調査行いましたが、本人さんは大阪の高槻に住んでおられ、都合が悪くこられないということで、また弟さん■■■■さんが土地の管理をしているわけですが、■■■■さんも都合が悪いということで、5月29日に現地で聞き取り調査をいたしました。農地が3筆に分かれておりまして、進入路ということで申請をしたということでございます。周りの同意書もすべて出されておりますし、農地が周辺にあるわけですが、また本人は保全管理はきちんとしておられますので、地元委員としては問題ないと思われまます。よろしくご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 第1号議案につきましては、地元委員さんからは、許可については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

（な し）

議 長 ありませんか。特にご意見もないようですので、農地部会長さん、何かご意見があれば発言をお願いいたします。

農地部会長（多川委員） 1番、多川です。

地元委員が言われましたように何ら問題ないと思います。この土地については、何年前にかさ上げをして、水に浸からないような状況になっております。

議 長 農地部会長さんからは、特に問題がないとのことですのでお諮りいたします。第1号議案農地法第4条の規定による農地転用の許可申請につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議 長 ご異議なしとのことですので、第1号議案につきましては、原案を承認することと決定いたします。

次に、第2号議案農地法第5条の規定による農地転用の許可申請につき

まして、知事に意見を附するため提案いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。それでは、事務局に議案の朗読をいたさせます。
事務局。

事務局 1番、金山町字南野■■■■番■■■、台帳畑、現況休耕、面積476㎡でございます。譲渡人は津市■■■■さん。譲受人は金山町■■■■さん。転用の目的・施設の内容等ですが、資材置場用地ということでございます。添付書類といたしまして位置図、現況図（案内図）、土地利用計画図、誓約書、資金証明書、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

2番、五郷町寺谷字大田■■■■番■■■、台帳田、現況休耕、面積851㎡、ほか計3筆1,192㎡でございます。貸渡人は五郷町寺谷■■■■さん。譲受人は兵庫県神戸市■■■■さん。転用の目的・施設の内容等ですが、太陽光発電施設用地で、ソーラーパネル10基、設置面積469.44㎡、太陽光設備設置割合は39.4%ということでございます。添付書類といたしまして位置図、現況図（案内図）、土地利用計画図、誓約書、経済産業省による太陽光発電設置認定通知書の写し、電力受給契約申込書の写し、資金証明書、設置割合が40%を下回る理由書、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

第2号議案の1番、2番については、いずれも申請書に記載された内容等書類審査及び現地調査の結果から、転用事業の確実性等農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。現地の説明については地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの第2号議案につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。所有権移転の1番について、金山町お願いいたします。

13番（榎本委員） 13番、榎本です。

第2号議案の1番について説明させていただきます。

転用の目的は、先ほど事務局より説明があったとおりです。■■■■さんは建築工務店を経営しておられる方です。申請地を譲受し、資材置き場の拡充をするものであります。現地は■■■■さんの自宅に隣接し、金山多目的集会所より県道52号線を御浜町方面へ400mほどのところがございます。申請地は休耕の畑で、周囲は北側に住宅、西側は県道、東側は市道、南側は休耕田となっております。この案件につきましては、地元委員として何ら問題ないと思いますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議 長 次に、所有権移転の2番について、五郷町お願いいたします。

17番（増田委員） 17番、増田です。

第2号議案の2番についてご説明申し上げます。

転用の目的は、先ほど事務局の説明があったとおり譲受人の■■■さんが、申請地に太陽光発電施設の設置をしようとするものでございます。6月1日現地において譲受人の代表の方から説明を受け、また現地調査をさせていただきました。現地は案内図にありますようにJAほたるの郷前、国道をはさんで100mほどのところであります。隣接住宅の方から、できるだけ宅地から離していただくように、また方向についても影響の無いように十分配慮されたいとの申し入れがあり、そのことも考慮し設置をするということでございます。地元委員からも隣接住宅以外の近隣の方にも設置工事や保全管理で迷惑をかけることも想定されるということで、説明を尽くすように要請をさせていただきました。また雑草対策として防草シートの上に砂利を敷き、防草シートも5年程度で摩耗するというので、交換するという説明がございました。さらに設置保全管理するため利用する農道について、隣接住宅の方がいつも農道の草刈をしているので、今度はみなさんでやっていただきたいという要望がございました。それを受けて多川農地部会長から施設設置者の方でなんとか舗装等をするように強く要請をしていただきました。この件については、隣接住宅の方の同意もあり、地元委員として何ら問題ないと思っておりますのでよろしくご審議下さるようお願いいたします。

議 長 第2号議案につきましては、地元委員さんからは許可については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

（な し）

議 長 ありませんか。

特にご意見もないようですので、農地部会長さん、何かご意見があれば発言をお願いいたします。

農地部会長（多川委員） 1番、多川です。

第2号議案の1、2番につきましては、地元委員が言われましたように何ら問題ないと思います。

議 長 農地部会長さんからは、特に問題がないとのことですのでお諮りいたします。第2号議案農地法第5条の規定による農地転用の許可申請につきまして

は、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議なしとのことですので、第2号議案につきましては原案を承認することと決定し、その旨の意見を附し知事に進達することといたします。

次に、承認事項1 農業経営基盤強化促進法による利用権の設定についてを議題といたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

それでは、事務局に議題の朗読をいたさせます。 事務局。

事務局 1 番、有馬町字野入■■■■番■■■、台帳田、現況田、面積1,196㎡ほか計2筆2,010㎡でございます。利用目的といたしましては水稻栽培をするということでございます。権利の種類は貸借権の設定です。貸渡人は、有馬町■■■■さん。借受人は有馬町■■■■さん。取り扱いは熊野市農地銀行有馬支店。期間は公告の日から5年間で再設定ということでございます。

2 番、有馬町字野入■■■■番■■■、台帳田、現況畑、面積595㎡でございます。利用目的といたしましては施設野菜栽培をするということでございます。権利の種類は貸借権の設定です。貸渡人は、有馬町■■■■さん。借受人は有馬町■■■■さん。取り扱いは熊野市農地銀行有馬支店。期間は公告の日から5年間で再設定ということでございます。

承認事項1については、いずれも農地の全ての効率的利用、農作業常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上です。

議 長 ただいまの承認案件につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。1番と2番について有馬町お願いいたします。

10番(岡田委員) 10番、岡田です。

承認事項の1番、2番について説明させていただきます。借受人の■■■■さんと■■■■さんは専業農家の方で、30年以上の大ベテランの方でございます。ですからこの案件につきましては、再設定ということで何ら問題はないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの承認事項1につきましては、地元委員さんからは、承認については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

(なし)

議 長 ございませんか。

特にご意見もないようですので、お諮りいたします。承認事項1 農業経営基盤強化促進法による利用権の設定についてにつきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、承認事項1 につきましては、原案を承認することと決定いたします。

次に、承認事項2 農地転用の制限の例外届についてを議題といたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。それでは、事務局に議題の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1 番、金山町字古屋■■■■番■■■、台帳畑、現況畑、面積122㎡の内20㎡でございます。届出人は、和歌山県東牟婁郡太地町■■■■さん。施設の内容、添付書類ですが、農機具保管倉庫1棟20㎡を建築するという内容でございます。添付書類といたしまして、位置図、現況図(案内図)、土地利用計画図、誓約書、公図、土地登記事項証明書が添付されております。承認事項2 については、申請書に記載された内容等書類審査及び現地調査の結果から農地法施行規則第32条第1項第1号の自己の農地の保全、若しくは利用増進のため又は2アール未満の農地を、農業用施設に供する場合の農地転用制限の例外要件及び農振法第15条の2の農用地区域内の通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で農林水産省令で定めるもののうち、建築物90㎡以下の開発行為の制限要件を満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの承認案件につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。1 番について、金山町お願いいたします。

13番(榎本委員) 13番、榎本です。

承認事項2の1 番について説明をさせていただきます。

現地は金山パイロットファーム事務所より下に向かって市道を約100m行った古屋地区の入口のところで、届出人の自宅の裏になります。■■■■さんは和歌山県太地町に住んでおり、金山の住宅には息子が住んでおります。今回次男の家を建築することになり、現在の農機具保管庫を取り壊すため、未耕作畑の一部に農機具、トラクターなどの保管庫を新たに建築するものがございます。地元委員としては、この案件についてはなんら問題ないと思いますので、みなさんのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの承認事項２につきましては、地元委員さんからは、承認については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきましてご意見があれば発言をお願いします。

(な し)

議 長 ありませんか。

特にご意見もないようですので、農地部会長さん、何かご意見があれば発言をお願いいたします。

農地部会長（多川委員） 1番、多川です。

承認事項２の１につきまして、地元委員の言うとおりで何ら問題ないと思います。

議 長 農地部会長さんからは、特に問題がないとのことですので、お諮りいたします。承認事項２農地転用の制限の例外届についてにつきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議なしとのことですので、承認事項２につきましては、原案を承認することと決定いたします。

次に、その他事項で、平成２８年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成２９年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてを議題とします。事務局から説明をいたさせます。事務局。

事務局（農政係長） 平成２８年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成２９年度の目標及びその達成に向けた活動計画について説明させていただきます。

これは、平成２１年１月２３日付で農林水産省から発せられた、農業委員会の適正な事務実施の通知により、農業委員会の事務の透明性、公平性を確保すること及び農業委員会が行っている活動の理解促進を図っていくため年度ごとに活動計画を策定し公表することとされたものでございます。

本日、委員の皆様の承認を得たうえで、熊野市農業委員会の平成２８年度の点検・評価及び平成２９年度の目標及びその達成に向けた活動計画として、県を經由で農林水産省へ提出するとともに市のホームページで公表したいと思います。

３月の総会時に配布させていただいた平成２８年度の活動計画の点検・評価及び平成２９年度の目標及び活動計画案については、３月１７日から４

月21日まで、市のホームページにも掲載して地域の農業者や市民の方から意見等の募集を行いました。特に意見もございませんでした。

内容について、簡単に説明させていただきます。まず、平成28年度の点検評価については、1ページに農業委員会の状況、農業の概要・農業委員会の現在の体制、2ページに担い手への農業の利用集積・集約化の状況、3ページに新たに農業経営を営もうとする者の参入促進、4ページに遊休農地に関する措置に関する評価で遊休農地の面積や解消実績が掲載しております。5ページについては違反転用への適正な対応、6ページ、7ページには、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検を記載して農地法3条、農地転用に関する事務の件数及び農地所有適格法人からの報告、利用権の設定件数を記載しております。8ページには地域農業者等からの主な意見、事務の実施状況の公表等に関する事項となっております。

次に平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画でございますが、1ページに農業委員会の状況、農地の概要と農業委員会の現在の体制、2ページに担い手への農地の利用集積・集約化の状況と新たに農業経営を営もうとする者の参加促進、3ページに遊休農地に関する措置、違反転用への適切な対応の計画を記載しております。目標と活動計画の今後の実施に当たっては、熊野市農業振興課や各関係機関と共に連携しながら実施していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

平成28年度目標、活動計画の点検・評価、29年度の目標、活動計画につきまして委員の皆様のご承認をよろしくお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの事務局からの説明につきまして、何かご意見等はありませんか。
（なし）

議長 ご意見等なければ、ご承認をいただきたいと思います存じますが如何でしょうか。
（異議なし）

議長 ご異議なしとのことですので、事務局から提出された平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画につきましては、承認することと決定いたします。

次に、5月10日の総会で質問のあった、農地中間機構の農地整備の負担について事務局から説明をいたさせます。

事務局 平成29年5月10日の総会におきまして、質問のあった事項についての回答をさせていただきます。

まず一つ目の農地中間管理事業で農地を整備した費用について、これまで借主が賃料として負担することとされておりましたが、緩和されたということを知りましたが、これについてはどうかについての回答をさせていただきます。農地中間管理事業で農地を整備した費用について、これまで借主が賃料として負担することとなっておりますが、第193回国会におきまして、農地中間管理機構に預けた農地に限り、農家の負担なしで基盤整備する優遇措置を設けた土地改良法等の一部改正する法律が可決され、平成29年5月26日公布されました。この法律の背景には、高齢化の進行に伴って農地中間管理機構への貸付の増加が見込まれ、その際に基盤整備が十分に行われていない農地について、担い手が借り受しない恐れがあり、担い手への農地の集積・集約が進まなくなる可能性があります。このことから土地改良法の一部を改正するという事で、農用地の利用の集積の促進に関する措置といたしまして、農地中間管理機構が借り受けている農地について、農業者からの申請によらず、県が行う事業として農業者の費用負担や同意を求めないで基盤整備を行える制度を創設しました。税金を使いますので、公共性・公益性の観点から、1番として、農地中間管理機構が借り受けている農地でかつ一定規模以上の面的まとまりがあること。2番目に農地中間管理機構の借入期間が相当程度あること。3番目に担い手への農用地の集団化が相当程度図られること。4番目に事業実施地域の収益性が相当程度向上すること等、公共性・公益性の観点から4つの要件がございます。

いずれにいたしましても、農地所有者と担い手への自己負担金なしで基盤整備が行えるような制度になりました。直接の担当は、業務の内容から県営事業として行われますので、三重県熊野農林事務所農村基盤室が窓口となりますが、当農業委員会といたしましても、この制度について担当部署や農地中間管理機構など関係機関に情報収集を行っていきたいと思います。

次にもう一つ質問あったことについて回答させていただきます。設定期間が当初10年といわれていたが、設定期間3年、5年などについてどうかという質問についてですが、3年、5年ということも可能ということで、10年間というのは一つの区切りで、農地集積協力金など補助の適用の範囲が適用されるということです。10年にしなかった場合には補助が受けられないということでもございました。今回の基盤整備の話でも、借入期間が相当程度とありますので短期間の借入期間では対象とならないと思っております。

議 長 ただいまの事務局からの説明につきまして、何かご意見がありましたらどうぞ。

1 1 番 (室谷委員) 事務局からの説明では相当数とか漠然とした数字で、面積的なところや年数的な期間とか抽象的な表現なので内容がわからない。もう一つ、管理機構を通して委託している農地で、小規模な農地も現状多々あると思う。それらを中間管理機構が勝手にできるということですが、その場合中間管理機構を通して借り入れして耕作している方で、整備をしてほしいと思えば申請すれば通るのですか。面積的なことが漠然としているのでわかりにくいのでそこらへんの説明をお願いしたい。

事務局 相当数という言葉をよく使っていますが、県はこれから新たにやっていくものですから、相当数がどの程度のものなのか今現在ではわからない状況でございます。ただ費用については、担い手の農地の集積率や集約が進んでいくところは国と地方公共団体が折半して農家負担を実質ゼロに抑える措置がありますので、県と市の負担が出てくるということがあるのではないかと言われていました。国が半分持って残りの四分の一を県、残りの四分の一を市とした時に、市の予算もでてくる場合もあります。いずれにしても自己負担は無いというのはうたわれております。

1 1 番 (室谷委員) もう一点、現在借り入れて耕作している方が、小さな田をいくつも作っていると不便である。これを整備してほしいということで地主の承諾なくてできるということなので、耕作者本人が申請することはできるのですか。やるかやらんかは別として申請する人がなくては話にならない。

事務局 農業会議で聞いたのですが、同意なしといわれても何かやるという説明はあるとは言われました。借りる方にもこういう工事をするといったことも話をするであろうということは何言われておりました。

議 長 耕作者が費用を負担することになったということを前の時私は発言しましたが、ただ変わったのは、受ける耕作者が負担しなければならなくなったのが元に戻ったのであって、ほかの事は前の通りだと思うので、そんなにそれにこだわって心配することはないと思います。

1 5 番 (栗原委員) 1 週間ほど前の農業共済新聞にもそれが出ていました。同意なしに基盤整備ができる制度になったと。貸主との契約の中でどういうふうになるかといった詳しいことは書かれていなかった。

議 長 貸主と借主の相談ということは考えなくても、貸主は中間機構へ預けるの

ですから中間機構が貸すので、これまで何十年も作ったので俺のものである
と言わなくても心配のないように、そしてまた楽に引き受けるようする制
度である。貸主から話があり、受け手があるということで、中間機構が預か
るといのは、据膳盛飯のようにしてくれることになったということなので、
そんなに神経を使うことはないと思います。

事務局 今後もこのことについては、まだなにもわからない状況ということもあり
ますので、情報のチェックをして皆様にご報告したいと思いますのでよろし
くお願いします。

議 長 貸し出す者がいつまでも発言したら、受けるものはかなわない。中間管理
機構が預かって仲介したのだから、そんな制約を受けないようにしてもらわ
なければ。

議 長 ほかにございませんか。
(な し)

議 長 本日はこの程度にとどめたいと思いますが、ご異議ありませんか。
(異議なし)

議 長 これをもちまして、本日の総会に付議された議案、承認事項は、すべて終
了いたしました。ほかに何かございませんか。
(な し)

議 長 それでは、事務局から連絡事項がございます。 事務局。

事務局 それでは事務局からの連絡事項を申し上げます。

本日、お手元に三重県農業会議より届きました農業委員会活動事例集を配
布させていただいております。全国の農業委員会の活動事例が掲載されてお
りますので、ご一読ください。

次に、今年も熊野市観光協会から熊野大花火大会の協賛についてお願い
がございましたのでご連絡申し上げます。委員の皆様には、例年、熊野大花
火大会に協賛いただきありがとうございます。今年も8月17日に花火大会
が開催されます。協賛いただける方は、次回7月の総会の日に、協賛金を事
務局までお届けいただきますようよろしくお願いいたします。協賛金につき
ましては、例年1人5千円のご協力をいただいております。事務局で取りま
とめの上、観光協会にお届けいたします。

最後に、次回の現地調査は、6月30日、金曜日、午前8時30分に市役
所を出発いたしますので関係される委員さんにはよろしくお願いいたします。

また、次回の第29回総会は、7月10日、月曜日、午前9時30分から、市役所2階第1会議室での開会を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

議 長 これをもちまして第28回総会を閉会いたします。 ご苦労様でした。

(閉会 午前10時13分)

議事録署名委員

7 番 委 員

9 番 委 員

会 長